

令和3年度吉備中央町健全化判断比率等について

1 吉備中央町の健全化判断比率、資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、令和3年度吉備中央町各会計に基づく健全化判断比率等を算定しましたので、同法の規定に基づき、公表いたします。

○健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|--------|--------|
| 健全化判断比率 | — | — | 8. 3 | — |
| 早期健全化基準 | 14. 52 | 19. 52 | 25. 0 | 350. 0 |
| 財政再生基準 | 20. 00 | 30. 00 | 35. 0 | 斜線 |

【備考】健全化判断比率のそれぞれの欄において、「—」が表記されている場合は、実質赤字額がないことを表します。

○資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定に基づく資金不足比率

| 会計区分 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|-----------------|--------|---------|
| 上水道事業会計 | — | 20. 0 |
| 下水道事業会計 | — | 20. 0 |
| 再生可能エネルギー事業特別会計 | — | 20. 0 |

【備考】各会計の資金不足額比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金不足額が発生していないことを表します。

令和3年度決算に基づき算定した吉備中央町の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国が定める基準を下回っております。

今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

2 各指標の概要

【健全化判断比率の対象について】

| 地方公共団体 | 会計名等 | 健全化判断比率等 | | | | | |
|--------|--------------|----------|-----------------|---------------|-------------|--|--|
| | | 実質赤字比率 | 連 結 実 質 赤 字 比 率 | 実 質 公 債 費 比 率 | 將 来 負 担 比 率 | | |
| | 一般会計 | | | | | | |
| | 特別会計 | | | | | | |
| | うち 公営企業会計 | | 資金不足比率 | | | | |
| | 一部事務組合・広域連合 | | | | | | |
| | 地方公社・第三セクター等 | | | | | | |

【健全化判断比率等の概要】

実質赤字比率

普通会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計等（＝普通会計における会計）の実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

連結実質赤字比率

公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額 (①+②) - (③+④)

①一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額

実質公債費比率(3カ年平均)

公営企業債の償還金に対する繰出金等を含む実質的な公債費の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}{(3\text{カ年平均}) \text{ 標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金

満期一括償還地方債について、償還期間を30年とした場合における1年あたりの元金償還金相当額

公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金

債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

一時借入金の利子 等

将来負担比率

地方債等の現在抱えている負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{(\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額}))}$$

- 将来負担額

一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高

債務負担行為に基づく支出予定額

公営企業債の元利償還に係る一般会計等の負担見込額

退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額

設立法人の負債に係る一般会計等の負担見込額 等

資金不足比率

公営企業の資金不足を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度を示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金不足額

法適用企業… (流動負債+建設事業等以外に充当した地方債現在高-流動資産) -解消可能資金不足額

法非適用企業… (繰上充用額等+支払繰延額+事業繰越額+建設事業等以外に充当した地方債現在高)

-解消可能資金不足額

- ・事業の規模

法適用企業…営業収益の額-受託工事収益の額

法非適用企業…営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額